

河南町地域防犯ボランティア団体育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富田林警察署長から防犯活動を委嘱され、青色防犯パトロールを行う地域防犯ボランティア団体（以下「防犯ボランティア」という。）が行う防犯活動に対し、補助を行うことにより、防犯体制を確立し、住民の防犯意識の向上を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 町長は、防犯ボランティアが行う次に掲げる費用に対し、補助金を一年度に1回限り、交付する。

- (1) 防犯意識の啓発活動、総会及び研修に要した経費のうち、消耗品費及び印刷製本費
- (2) 別表に掲げる防犯資機材購入費用
- (3) 防犯パトロールのための保険料
- (4) 防犯パトロールに要した燃料費
- (5) 前号に定めるもののほか、特に町長が必要と認める防犯ボランティア育成及び防犯パトロールに係る費用

(補助金)

第3条 補助金は、予算の範囲内で前条の費用の合算額（千円未満の端数は、切り捨てる。）と3万円のいずれか低いほうの額とする。

2 前条の費用の合算額が3万円を超える額については、10万円を限度額とし、それぞれの防犯ボランティアにあん分した額（千円未満の端数を切り捨てる。）を交付する。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする防犯ボランティアの代表者（以下「申請者」という。）は、河南町地域防犯ボランティア団体育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 防犯ボランティア総会、防犯意識の啓発活動、防犯研修に要した経費（消耗品費、印刷製本費）の見積書写し及び総会資料（案）、啓発物（案）、研修資料（案）
- (2) 防犯資機材の見積書写し及びパンフレット
- (3) 防犯パトロール保険の見積書写し及びパンフレット
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類審査、その他必要に応じた調査を行った後、その適否を審査し、交付額を決定のうえ、河南町地域防犯ボランティア団体育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の事業実績報告及び請求）

第6条 前条の規定による通知を受けた申請者は、本事業完了後及び河南町地域防犯ボランティア団体育成事業補助金事業実績報告書（様式第3号以下「実績報告書」という）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 防犯ボランティア総会、防犯意識の啓発活動、防犯研修に要した経費（消耗品費、印刷製本費）の請求書・領収書写し及び総会資料、啓発物、研修資料。
- (2) 防犯資機材の請求書・領収書写し及び写真
- (3) 防犯パトロール保険の請求書・領収書・保険証書写し及び保険対象の名簿
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 第8条の規定による補助金の交付確定通知を受けた申請者は、河南町地域防犯ボランティア団体育成事業補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（完了前の交付）

第7条 町長は、事業の性質上特に必要と認める場合は、前条の規定にかかわらず河南町補助金交付規則（平成14年河南町規則第13号）第10条第1項ただし書に基づき、第3条第1項の額を事業完了前に補助金として交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、河南町地域防犯ボランティア団体育成事業補助金事業完了前請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

3 第1項の補助金の交付を受けた申請者は該当事業が完了したときは、町長に実績報告書に第6条第1号から第4号までの書類を添えて提出しなければならない。

（補助金の確定）

第8条 町長は、前2条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の内容を精査し、適当と認めるときは河南町地域防犯ボランティア団体育成事業補助金交付確定通知書（様式第6号）を通知するものとする。

（補助金返還）

第9条 申請者が次の各号に該当するときは、町長は、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (2) 虚偽の申請等不正に補助金を受けたとき。
- (3) 補助金を交付目的以外に使用したとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

防 犯 資 機 材

懐中電灯、防犯ブザー、誘導灯、拡声器、啓発用看板（電柱幕、横断幕、のぼり等）